

第19号

発行日
2022.10.10

Super
Highway

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申第3号「労働条件に関する協約」の一部改正に関する申し入れの団体交渉を行う!

10月7日バス関申3号『労働条件に関する協約』の一部改正に関する申し入れについて、団体交渉を行いました。

始めに今回の育児・介護休業法は、社員にとって良い改正であるが、あまりにも資料の提示、説明時期が遅い。9月26日に資料等をもらい説明を受けても、10月1日の改正には間に合わない。以前から労使関係は変わらないと述べているが、不誠実な対応である点を訴えました。

【確認事項】

資料配布が社員代表と同時期であった件について、労働組合と社員代表を一緒と考えていたのか。どのようなスケジュール感を持って進めてきたのか

会社)9月21日の経営会議を経てからでない資料を出す事が出来なかったために、社員代表と同時期になってしまった。社員代表と同列にと、意図的にした訳ではない。

職制と指揮命令系統を追加する理由は何か

会社)職制と命令系統は就業規則にあったが、旧制度の社員のみが適用されるもので、新制度の社員に適用されるものが無かった。監査で指摘されたので、今回付け加えた。

指揮命令系統が変わる事によって手当の支給額が変わることは無いか

会社)すでに実施している内容なので、今まで通り変わらない。

今回の改正で当然法律より下回るとは無いが、上回る部分は何かあるのか。

会社)上回る部分はある。例えば子の看護と養育について、法律は未就学までだが、社員については小学校6年生までである。契約社員AとBは小学校3年生になっているので、法律より良くなっている。育児・介護法に関しては10月1日の改正以前から法律より上である。契約社員は法律通りだが、社員は上回っている。

別表1で職制を変える事により、取扱いや労働条件が変わるところは無いか。

会社)変わることは無い。

今回の改正で組合員に不利益となる事が無いことを確認しました!



JR 東労組に結集し、安全で働きやすい職場を
組合員の力で創り上げよう!